

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費の受領委任払について

◆受領委任払とは

介護保険の住宅改修費は、要介護(要支援)認定を受けている利用者が全額をいったん支払ったあとに、保険給付費分を受け取る「償還払い」を原則としています。

ただし、この受領委任払を利用されますと、費用額の1割から3割の自己負担分のみを事業者を支払うことで、一時的な費用負担をなくすことができます。

◆事業者とは

住宅改修工事を実施する事業所又は営業所等の運営者です。

◆受領委任払の取扱い登録について

事業者は、受領委任払の取扱い登録が必要になりますので、次の書類を役場に提出してください。

ただし、受領委任払いの登録を受けようとする事業者は、奄美大島本島内に事業所を有する法人又は個人(個人にあっては奄美大島本島内の住所の方)に限ります。

【提出書類】

1. 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費受領委任払取扱事業者登録届出書(別記第1号様式)
2. 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費の受領委任払に係る確約書(別記第2号様式)
3. 納税証明書

届出のあった事業者について役場にて登録完了後、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費受領委任払取扱事業者登録決定通知書により事業者に通知をします。

◆受領委任払による住宅改修申請について

受領委任払により住宅改修費の支給を受けようとする利用者等は、着工前に次の書類を役場に提出して事前申請してください。

着工後は、住宅改修費の支給はできませんのでご注意ください。

【提出書類】

1. 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(受領委任払用)
(別記第7号様式)
2. 住宅改修が必要な理由書、ケアプラン
3. 工事費見積書(2社以上)、施工前の写真(日付入り)、住宅の見取り図
4. 住宅の所有者の承諾書(住宅の所有者が利用者自身でない場合のみ)

※下記の方は受領委任払を利用できません

- ・受領委任払について、事業者の同意を得ていない方
- ・介護保険料を滞納している方
- ・医療機関又は介護保険施設に入院又は入所し、おおむね1月以内に退院又は退所の見込のない方
- ・転入又は転居予定先を改修する方
- ・法の規定にて制限を受けている方

◆承認又は不承認の決定について

申請の受付後、承認又は不承認の決定を行い、介護保険住宅改修費受領委任払承認・不承認決定通知書により、利用者等へ通知をします。

承認の場合は工事を開始してください。

◆請求について

承認を受けた利用者等が住宅改修工事完了後、次の書類を役場に提出して請求してください。

【提出書類】

1. 介護保険住宅改修費受領委任払支給請求書(別記第9号様式)
2. 領収証の原本
3. 工事費内訳書(着工日、完了日を記入すること)
4. 施工後の写真(日付入り)

請求の受理後、事業者に対して住宅改修費を指定の口座へ振り込むことにより支払を行います。

◆申請書類等について

龍郷町役場保健福祉課にて受領するか、龍郷町役場ホームページからダウンロードしてください。